

大網白里市デジタル博物館広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市がインターネット上に公開している大網白里市デジタル博物館（以下「デジタル博物館」という。）への広告掲載に関し、大網白里市有料広告掲載要綱（平成23年告示第3号。以下「有料広告掲載要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、有料広告掲載要綱の例による。

(広告の種類及び範囲)

第3条 デジタル博物館に掲載する広告は、バナー広告（ウェブページに掲載する画像で、広告主が指定するウェブページへリンクするものをいう。以下「広告」という。）とする。

(広告の掲載順位)

第4条 広告の掲載順位は、有料広告掲載要綱第4条に定める順位とする。この場合において、同順位に複数のあるものは、広告掲載期間が長い広告を優先するものとし、広告掲載期間が同一の場合は、抽選により順位を決定する。

(広告の掲載位置等)

第5条 広告を掲載する位置は、デジタル博物館上で、市が指定した位置とし、広告掲載枠数は、市長が別に定める枠数とする。

(広告の規格)

第6条 広告の規格（1枠）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 縦 60ピクセル
- (2) 横 190ピクセル
- (3) データ量 おおむね20KB以下
- (4) 画像形式 GIF形式・JPEG形式・PNG形式（動画は不可）

(広告掲載料)

第7条 1枠当たりの広告掲載料は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号

に定める金額とする。

(1) 市内に事業所、店舗等を有する事業者 月額3,000円

(2) 市内に事業所、店舗等を有しない事業者 月額5,000円

(広告の掲載期間)

第8条 広告の掲載期間は、月の初日から末日までの1か月を単位とし、掲載を開始した月の属する年度の末月とする。

2 前項の規定にかかわらず、広告掲載枠に空きがある場合は、再掲載を妨げない。

3 広告の掲載期間中、市の都合によりデジタル博物館を閉鎖した場合は、その閉鎖時間に応じて、別表に掲げるとおり掲載期間を延長することができる。

(広告の募集)

第9条 広告の募集は、市の発行する広報紙及び市ホームページで行うものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第10条 広告原稿は、市が指定する方法により広告主の負担で作成し、市が指定する期日までに電磁的記録媒体等により提出するものとする。

(広告掲載料の返還等)

第11条 広告掲載が決定した後、広告主の責に帰さない理由により広告が掲載できなかつたときは、有料広告掲載要綱第17条第3項の規定により、掲載ができなかつた期間を掲載予定期間で除した率で按分した広告掲載料を返還する。なお、算定した金額に100円未満の端数を生じた場合は、これを切り上げるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、掲載ができなかつた期間が14日以内の場合は、第8条第3項の規定を準用する。なお、この場合における広告掲載料にあってはこれを返還しないものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第8条第3項）

閉鎖した時間	延長する日数
6時間以上24時間以内	1日
24時間を超えたとき	閉鎖した時間を24時間で除して得た日数+1日